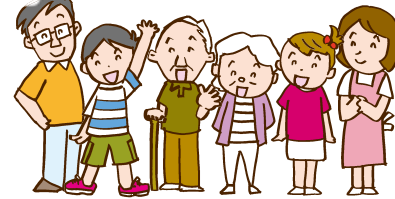


地域の人材を育てる 新補助制度スタート!

～大津町まちづくり担い手育成事業補助金～

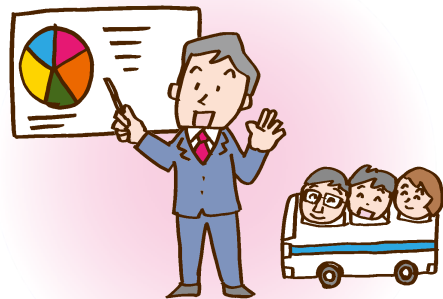
地域は人材の宝庫。だからこそ、その人材を大きく育てるために補助制度を新設します。



Q1. どんなことに補助してもらえるの？

地域の活性化を促す活動や、まちづくり活動での次代のリーダーや担い手を育成するために次の3つを補助します。

① 先進地へ研修に行く費用



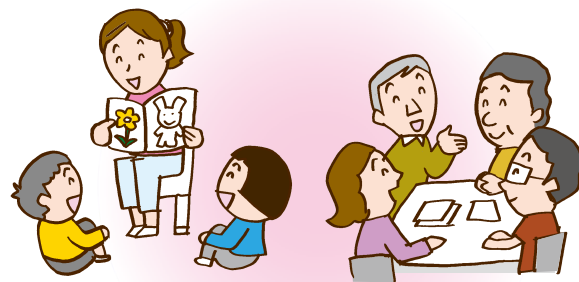
研修旅費
(交通費、宿泊費、車両借上料、燃料費など)

② 講師を招いて教えてもらうための費用



研修講師招へい費
(報酬、謝礼、交通費、宿泊費など)
※ただし、団体としての上限額や1人あたりの上限額の規定が別にあります。また、実施目的や団体の公益性の審査、実績報告書の提出などがあります。

③ 団体としての活動費用



団体活動費 (消耗品費など)
※【団体版】地域づくり活動支援事業

補助対象の詳細や、細かな条件、制限などについては、あらかじめご確認ください。お気軽にまちづくり推進室へご相談ください。

Q2. だれが補助してもらえるの？

地域活動団体 (行政区、組、その他町内に住む人の地縁に基づく団体) や、公的に有益なまちづくり団体などを補助します。



●問い合わせ 役場総務課まちづくり推進室 ☎096(293)3111

住民の皆さまへ

お詫び 介護保険料の特別徴収に係る事務処理の誤りについて

平成30年度の介護保険料については、6月8日に被保険者の皆さまにお知らせしましたが、この度、町が行う「特別徴収 (年金から差し引くこと) にかかる事務処理」に誤りがあったことが判明しました。

今年度は保険料を増額改定し、被保険者の皆さまにはこれまで以上のご負担をお願いしている中にもかかわらず、多大なご迷惑をおかけする結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、職員の資質向上を図るとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

平成30年8月1日
大津町長 家入 勲

誤りの概要について

日本年金機構に送付する特別徴収額のデータ作成処理の手順を一部誤り、不完全なデータのまま送信するミスがありました。その結果、町が決定した8月分特別徴収額が日本年金機構に正しく提供できなかったことによって、8月の特別徴収額が6月8日の通知内容と異なる金額 (6月と同額) で引き落とされることになりました。

今後の対応について

6月8日に皆さまに通知していた内容では8月の年金から保険料額を変更するようお伝えしておりましたが、10月の引き落とし額から変更させていただくこととなります。

なお、徴収する年間の介護保険料総額には変更ありません。

対象の被保険者の皆さまには、変更した通知を再度郵送させていただきます。

■ 変更の例 (個人によって金額は異なります)

6月8日の通知内容		変更後		差額
月	特別徴収額	月	特別徴収額	
4月	11,800円	4月	11,800円	
6月	11,800円	6月	11,800円	
8月	14,300円	8月	11,800円	-2,500円
10月	14,500円	10月	15,200円	700円
12月	14,300円	12月	15,200円	900円
2月	14,300円	2月	15,200円	900円
合計	81,000円	合計	81,000円	0円

●問い合わせ 介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511